ただし、平成13年以降の技術士合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に関する部門に４年以上従事している者とする。(総合技術監理部門を除く)

上記経験２での専任の設計管理技術者は、技術士［総合技術監理部門（建設―トンネル)］、技術士［総合技術監理部門（建設―施工計画及び積算)］、技術士［建設部門（トンネル)］、技術士［建設部門（施工計画及び積算)］、ＲＣＣＭ（トンネル)、ＲＣＣＭ（施工計画及び積算）の資格保有者若しくはこれと同等の能力と経験を有する技術者で日本語に堪能であること。(日本語通訳が確保できれば可。)

ただし、平成13年以降の技術士合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に関する部門に４年以上従事している者とする。(総合技術監理部門を除く）なお、経験１及び経験２の外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当またはＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（以下「大臣認定」という。)を受けている必要がある。また、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには、入札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

③　専任の設計管理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認申請書提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑺　確認申請書提出期限の日から落札決定の日までの期間に、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年８月７日東高契第269号）に基づき、「地域３」において競争参加資格停止を受けていないこと。ただし、第一次技術提案書提出期限の翌日から落札決定の日までの期間については、当社が本工事に関して特に競争参加を認める場合を除く。

⑻　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に係る監理技術者または国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　東日本高速道路株式会社工事等契約事務処理要領（平成20年12月24日東高技調第538号）に定める共同企業体協定書㈱による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員の出資比率が２社で構成される場合にあっては30%以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼　当該工事に係る設計業務等の請負人または当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　設計付入札前技術提案交渉方式に関する事項

設計付入札前技術提案交渉方式について以下に示す。なお、詳細については入札説明書及び技術提案書作成要領による。

⑴　入札公告から競争参加者認定までの手続

①　確認申請書の提出に併せて、技術資料を提出すること。

②　確認申請書及び技術資料を評価し、競争参加資格があると認められた者（以下「競争参加者」という。)に競争参加資格がある旨の通知を送付する。

⑵　競争参加者認定から入札参加予定者決定までの手続

①　競争参加者は、当社が求める技術提案項目について検討し第一次技術提案書を作成すること。

②　競争参加者は、第一次技術提案書を作成後、当社が定める日時までに提出すること。

③　第一次技術提案書提出後、当社と協議の上決定された日時に、第一次技術提案書に関するヒアリングを行うものとする。

④　第一次技術提案書の作成、ヒアリングに要する費用は競争参加者の負担とする。

⑤　ヒアリング実施後、当社が定める評価基準に基づき技術評価を行った後、当社が定める評価基準値を満足する者を入札参加予定者として認め入札参加資格確認結果書を送付するものとする。また、入札参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付した入札参加資格確認結果書を送付するものとする。

⑥　入札参加予定者として認められた者は、当社が定める詳細設計を行う。なお、途中辞退や当社が一定の成果を認めない場合を除き、第二次技術提案書の作成に要する費用の一部を当社が定める金額にて当社が負担する。

⑶　入札参加予定者決定から落札者決定までの手続

①　入札参加予定者は、当社が求める技術提案について、第一次技術提案書に基づく詳細検討を行い、第二次技術提案書の作成をした後に、当社と協議の上決定された日時に、第二次技術提案に関する技術交渉にて、合意した事項を反映させた詳細設計を実施する。

②　詳細設計完了後、当社が定める日時までに最終第二次技術提案書、設計成果及び単価項目内訳書及び当該工事に配置する技術者の資格及び工事経験に係る技術資料を提出するものとする。

③　最終第二次技術提案書及び設計成果提出後、当社と協議の上決定された日時に、最終第二次技術提案書及び設計成果に関するヒアリングを行うものとする。

④　ヒアリングにおいて、当社が求めた技術提案の内容、設計成果の内容を確認し、当社が一定の成果が得られたと判断した場合は、第二次技術提案書等の作成に要する費用の一部を入札参加予定者に支払うとともに入札参加者として認めるものとする。

⑤　単価項目内訳書提出後、当社と協議の上決定された日時に、単価項目内訳書の確認を行うものとする。

⑥　確認実施後、当社が定める日時までに最終単価項目内訳書を提出するものとする。

⑦　最終単価項目内訳書提出後に当社が配布する設計図書に基づき、当社が定める日時までに工事費内訳書を提出するものとする。

⑧　工事費内訳書提出後、当社と協議の上決定された日時に、工事費内訳書の算出方法について価格審査を行うものとする。

⑨　価格審査後、当社が定める日時までに最終工事費内訳書を提出するものとする。

⑩　上記⑵⑥で支払う以外の第二次技術提案書の作成に要する費用、最終単価項目内訳書に基づく金抜設計書及び特記仕様書、技術交渉、価格審査、ヒアリングに要する費用は、入札参加者の負担とする。

⑪　入札に際しては、最終第二次技術提案書、最終設計成果及び最終工事費内訳書に基づいた入札をしなければならず、入札時における技術提案の更なる変更は認められないものとする。また、入札額は最終工事費内訳書の総額を上回らない限り変更することができる。

⑫　本方式における落札者の決定方法は、総合評価落札方式とする。

⑷　入札参加予定者の選定

入札参加予定者の選定における評価方式は以下による。なお、評価項目及び評価に関する基準等の詳細については入札説明書による。

①　第一次技術提案書の評価項目により最大100点の評価点を与え、当社が定める評価基準に基づき技術評価を行った後、評価基準点以上の者を入札参加予定者として選定する。

②　第一次技術提案における評価項目は次のとおりである。

１）外環本線と輻輳する地下ランプ部を施工する際の着眼点及び留意点

２）施工中の周辺環境に配慮した施工計画を立案する際の着眼点及び留意点

３）技術提案１）～２）以外に本工事を施工する際の着眼点及び留意点

４）技術提案１）～２）以外に本工事を設計する際の着眼点及び留意点